

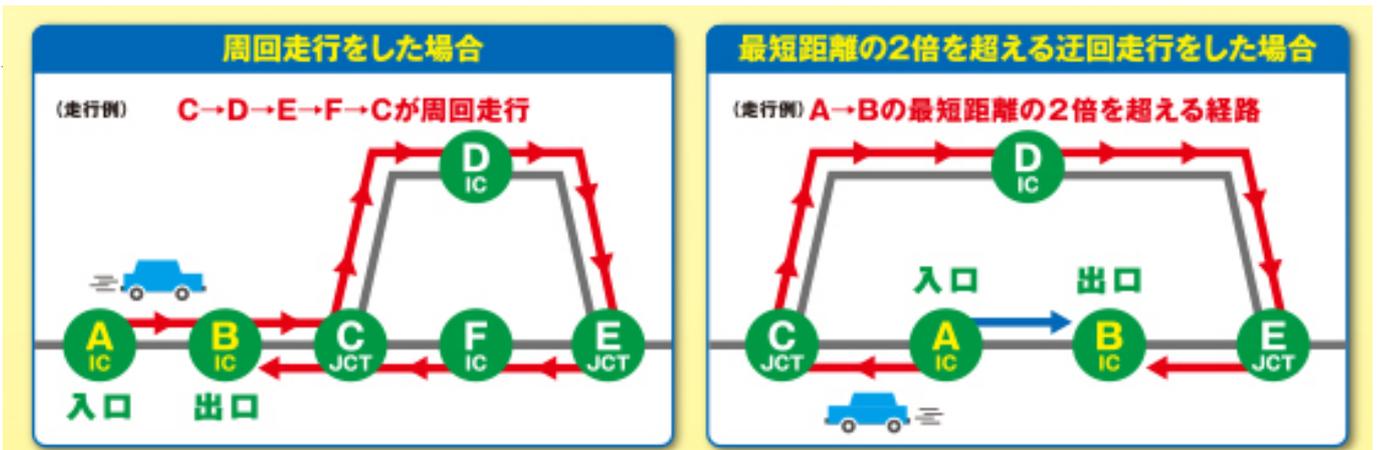
参考1 料金所における高速道路交通警察隊との合同監視



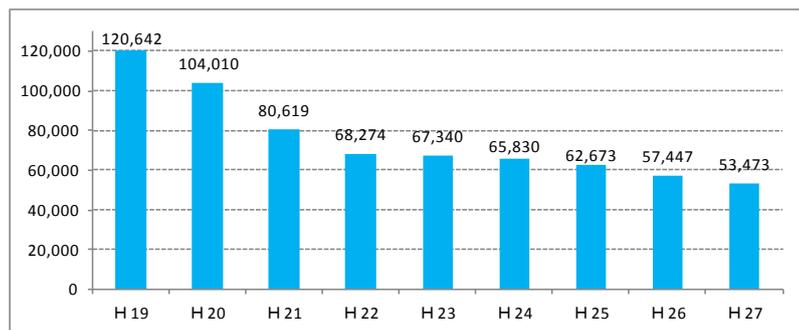
参考2 強化月間中に掲示、配布するポスター、チラシ



参考3 お申し出が必要な周回走行、迂回走行の例



参考4 不正通行件数の推移



※「不正通行件数」の中には、ETC カードの挿入忘れ等により正常に課金されないまま通過してしまった車両(うっかり通過)も含まれます。

参考5 不正通行者の逮捕事例

日付	事例	内容	当社の対応等
平成28年4月	ETCレーン不正通行者の逮捕	京都府警察は平成28年4月7日、弊社管内料金所他において、通行料金を支払うことなく強行突破を繰り返した自動二輪の不正通行者を、道路整備特別措置法違反の容疑で逮捕しました。	不法に免れた料金の3倍に相当する額を請求
平成28年4月	ETCレーン不正通行者の逮捕	愛媛県警察は平成28年4月22日、松山自動車道(川内料金所)において通行料金を支払うことなくETCレーンを不正通行した自動車の運転者を道路整備特別措置法違反で逮捕しました。	不法に免れた料金の3倍に相当する額を請求
平成28年5月	ETCレーン不正通行者の逮捕	大阪府警察及び愛媛県警察は平成28年5月30日、弊社管内料金所他において、通行料金を支払うことなく強行突破を繰り返した不正通行者を、道路整備特別措置法違反の容疑で逮捕しました。	不法に免れた料金の3倍に相当する額を請求

以上